

令和6年度観光客動向調査委託業務 プロポーザル審査要領

令和6年度観光客動向調査委託業務に関するプロポーザル方式の審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度観光客動向調査委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 調査データの分析と取りまとめ (50点)
- (2) 調査の実施体制及び観光関連事業に関する熟練度 (25点)
- (3) 調査のスケジュール (10点)
- (4) 経費見積 (15点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査会を開催します。

- (1) 日時及び場所
日時：令和6年4月15日（月）（予定）（時間については未定）
場所：高知県庁 本庁舎地下第3会議室（予定）（高知県高知市丸ノ内1丁目2-20）
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は、1者30分以内とします。
 - ② 順番は別途お知らせします。
 - ③ 参加者ごとにプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間（20分以内）を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、参加者から提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了し、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	配点	審査の視点	審査の視点の具体例
調査データの分析と取りまとめ	50	今後の観光施策に活かせる形の調査データの分析 適切な根拠に基づくデータ分析及び分かりやすい提示	<ul style="list-style-type: none"> ・調査データを今後の観光施策に活かせる形で分析ができるか。(どのような観点からデータ分析ができるか、クロス分析ができているか等) ・偏りのないパラメータ調査及びデータ分析となっているか。 ・分析データを取りまとめ、わかりやすい形で提示できるか。(県の課題などが数値として提示できるか等)
調査の実施体制	15	調査実施に必要な体制	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員の資質を確保するための研修等の体制は適当か(調査箇所、調査員によるばらつきはないか等) ・調査実施可能な体制になっているか(調査日に必要な人員が確保できるか等) ・調査結果のチェック体制が確立されているか
	10	観光関連事業に関する熟練度	<ul style="list-style-type: none"> ・対面アンケートによる、正確な情報の収集 ・観光客の動向や属性の変化を把握するための分析ができるか
調査のスケジュール	10	実施可能なスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・余裕を持って取り組めるスケジュールであり、具体的な業務内容が記載されているか ・天候不順などのアクシデントにも対応できるものであるか
経費見積	15	適正な見積	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか ・仕様に掲げた業務経費が全て計上されているか ・提案された業務規模に対して、妥当な金額となっているか